

取組名		10年後に目指したい将来像	振り返りの総括
13	障害のある人の安心	すべての市民が相互に理解し、積極的に関わり合いながら人生に希望や喜びを感じ、安心して暮らすことができるとともに、地域社会におけるつながりや、温かいふれあいの中で、障害がある人もない人もお互いに心が通じ応援しあえる生活を送ることができる共生のまちとなっています。	障害のある人への対応や理解を高め、障害がある人もない人もお互いに心が通じ応援しあえる生活を送ることができる共生のまちの実現に向けて、三田市障害者福祉基本計画に基づき、様々な取組みを進めています。 前期計画期間では、障害がある人となない人のコミュニケーションの確保としての意思疎通支援者の派遣回数増加、障害者が自らの能力を発揮し就労を通じた社会参加の促進につなげる市役所における障害者雇用率の着実な増加や自分のスタイルによる生活が送れるよう支援するためのグループホームの箇所数の増加等、既に目標を達成できました。 後期計画では、障害や障害のある人の対応や理解を深め目標達成ができるよう、多様な機会を通じて広報・啓発等を推進します。

市民意識調査の結果		指標等の進捗状況							
重要度	3.99	指標名		基準値 (R2)	方向性	R4	R5	R6	目標R8
重要度 平均からの 偏差	0.01	1	三田市障害者総合相談窓口「きいて ネット」の相談件数	11,623件	↑	11,624件	10,049件	11,437件	13,000件
重要度順位	11/25位	2	(障害者)グループホームの箇所数	10箇所	↑	11箇所	11箇所	12箇所	12箇所
満足度	3.00	3	障害福祉サービス事業所から一般就 労した人数	10人 (R元)	↑	11人	12人	15人	16人
満足度 平均からの 偏差	-0.08	4	市役所における障害者雇用率	2.7% (R3)	↑	2.7%	2.9%	3.2%	2.8%
満足度順位	17/25位	5	障害のある人への対応や理解	38.4% (H28)	↑	38.4% (H28)	37.5%	37.5%	70.0%
		6	意思疎通支援者の派遣回数	369件 (R元)	↑	447件	494件	497件	400件

≪前期基本計画≫

支えあい、安全安心に暮らせるまち ～やすらぎづくり～

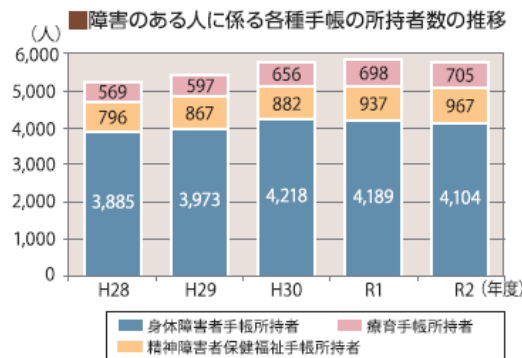
13 障害[※]のある人の安心



1. 10年後に目指したい将来像

すべての市民が相互に理解し、積極的に関わり合いながら人生に希望や喜びを感じ、安心して暮らすことができるとともに、地域社会におけるつながりや、温かいふれあいの中で、障害がある人もない人もお互いに心が通じ応援しあえる生活を送ることができる共生のまちとなっています。

2. 10年後に心配される三田の状況	3. 10年後に目指したい三田の状況	取り組み
A 障害のある人が自分の困りごとを誰にも相談できず、自分らしい生活を送ることができなくなっていること	→ 様々な障害の相談に迅速・的確に対応できる体制が整備され、ライフステージに応じて支援を受けることができ、障害のある人やその家族が安心して生活が送れていること	① ② ③
B 障害のある人の増加や重度化、多様化に伴い、必要とされる福祉サービスを適切に提供することが困難になっていること	→ 障害福祉サービス事業所で働く人材の安定的な確保、育成の取り組みが図られており、必要な福祉サービスが提供されていること	②
C 障害者雇用に関する取り組みが図られる一方、就労環境や就労機会が十分に提供されていないこと	→ 企業・事業所による合理的配慮 [※] がなされ、障害者個々の障害特性に合わせた就労の場で働くことができること	④
D 地域のつながりの希薄化等により、障害のある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができない状況が増えていること	→ 障害のある人への理解が進むとともに、地域生活を支える環境が向上し、障害のある人もない人も誰もが安心して暮らせるまちになっていること	⑤
E 社会的障壁を除去するための合理的配慮が進まず、障害のある人の外出や社会参加活動が制約されていること	→ 障害のある人が地域のサロンやイベント、スポーツ等に気軽に参加できていること	⑤
F 障害のある人が円滑に意思疎通や情報取得ができないため、自分らしい生活を送ることができなくなっていること	→ 障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、自由に意思表示やコミュニケーションを行うことができること	⑥



※障害「障害」の漢字表記については12ページ参照

※合理的配慮 52ページ参照

※指定相談支援事業所

地域移行支援や地域定着支援といった、障害のある人が地域生活を送るために必要な支援についての相談を行う事業所をいう。

※トライアングルプロジェクト

家庭（保護者）と学校と障害児通所支援事業所等が障害のある児童生徒の必要な支援について相互理解し、切れ目のない支援が受けられる取り組みを行う、家庭と教育と福祉が連携する仕組みをいう。

※障害者就業支援センター

障害のある人の就労についての相談、就労の継続に必要な支援、就労先や支援者との調整を通じて障害のある人の自立に向けた支援を行う機関をいう。

※農福連携

障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組みをいう。

※共生社会推進プログラム

誰もが安心して暮らせるまちをつくることを目的として行政、小中学校の担う役割や地域とともに取り組む内容をまとめたものをいう。

※情報アクセシビリティ

誰もが円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行えることをいう。

※デジタルデバйд

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差をいう。

※（障害者）グループホーム

障害のある人が共同生活をしながら、主として夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等や、日常生活上の援助を受けられる施設をいう。

≪後期基本計画(素案)≫

支えあい、安全安心に暮らせるまち ～やすらぎづくり～

【13】 障害のある人の安心

1 10年後に目指したい将来像

障害のある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、自らの能力を最大限発揮し自己実現ができるとともに、地域による支えあいが活発に行われ、障害のある人もない人もお互いを尊重し誰もが安心して暮らせる共生のまちとなっています。

2 10年後に心配される三田の状況	3 10年後に目指したい三田の状況	取り組み	指標
A 障害のある人やその家族が困りごとを誰にも相談できず、自分らしい生活を送ることができなくなっていること。	→ 様々な障害の相談に迅速・的確に対応できる体制が整備され、ライフステージに応じて支援を受けることができ、障害のある人やその家族が安心して生活が送れていること	② ③	a
B 障害のある人の増加や重度化、多様化に伴い、必要とされる福祉サービスを適切に提供することが困難になっていること	→ 障害福祉サービス事業所で働く人材の安定的な確保、育成の取り組みが図られており、必要な福祉サービスが提供されていること	②	a b
C 障害者雇用に関する取り組みが図られる一方、就労環境や就労機会が十分に提供されていないこと	→ 企業・事業所による合理的配慮がなされ、障害者個々の障害特性に合わせた就労の場で働くことができること	④	c d
D 地域のつながりの希薄化等により、障害のある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができない状況が増えていること	→ 障害のある人への理解が進むとともに、地域生活を支える環境が向上し、障害のある人もない人も誰もが安心して暮らせるまちになっていること	⑤	a e
E 社会的障壁を除去するための合理的配慮が進まず、障害のある人の外出や社会参加活動が制約されていること	→ 障害のある人が地域のサロンやイベント、スポーツ等に気軽に参加できていること	①	a e
F 障害のある人が円滑に意思疎通や情報取得ができないため、自分らしい生活を送ることができなくなっていること	→ 障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、自由に意思表示やコミュニケーションを行うことができること	⑥	e

＜前期基本計画＞

4. 取り組み

▶ 市民

- ◆障害のある人の人権を尊重するとともに、障害福祉サービスについて理解を深めます。
- ◆ボランティア、民生委員・児童委員、近隣住民等による見守り声かけ活動等地域福祉活動を行います。
- ◆障害者福祉の行事だけにとどまらず、障害のある人が地域イベントや一般行事等に参加できる場をつくり、近隣住民との交流を深めます。
- ◆日頃からの近所付き合いを通じ、障害のある人の実情について理解に努めます。

▶ 市

- ①相互理解の推進と相談支援体制の充実
障害のある人もない人も、誰もが権利の主体として対等の立場で主体的に社会参画できるよう相互理解と交流を進めます。障害のある人が、困ったときにいつでも相談できるよう行政と障害者総合相談窓口や指定相談支援事業所※等が連携してきめ細かな対応を行い、関係機関と共に重層的な相談支援体制を構築します。
- ②地域における包括的ケアの充実
障害のある人が自ら望む支援を選択できるよう福祉サービス事業所と連携し、地域全体で支える体制の充実を図ります。福祉学習や体験等を通じてボランティアや地域福祉を担う多様な人材の育成を図るとともに、地域での働き場所、活動の場や居場所の確保に取り組み、障害のある人が地域で自立し安定した生活が送れるよう支援します。
- ③ライフステージを通じた切れ目のない支援
乳幼児期、学齢期、成年期の各ライフステージに応じて障害のある人が切れ目のない一貫した支援が受けられる体制整備に取り組みます。発達障害等の障害のある人に対して家庭・教育・福祉が連携しトライアングルプロジェクト※を推進するなど、一人ひとりに必要な療育が適切に提供されるよう支援の充実に取り組みます。
- ④障害のある人がチャレンジし活躍できる社会づくり
障害者就業支援センター※やハローワーク等と連携し、障害のある人それぞれに合った就労を目指し就労相談や就労継続、就労定着支援に取り組みます。雇用や就労体験の機会を充実し多様な働く場を確保します。農福連携※を積極的に支援します。市役所をはじめ障害のある人がより働きやすい市内の就業環境づくりを推進します。
- ⑤誰もが自分らしく活躍できる共生社会の推進
共生社会推進プログラム※に基づき「共に生き、互いを尊重し、応援し合える社会」を目指し、インクルージョン(すべての人を孤立や排除から守り社会の一員として包み支え合う)を推進します。市役所が率先して合理的配慮の提供を促進するとともに、スポーツやイベント等を通じて地域と障害のある人がつながる環境づくりに取り組みます。
- ⑥デジタル技術を活用した情報アクセシビリティ※と意思疎通の充実
意思疎通や情報取得が困難な障害のある人に対して、それぞれの障害特性に応じた意思疎通のための手段や情報取得に必要な配慮を行います。デジタル技術の利活用により、障害のある人のデジタルデバイド※を解消し、コミュニケーションが円滑にでき、欲しい情報に誰もが容易にアクセスできる環境づくりを推進します。

5. 成果指標等

指 標 名	基準値	基準年	目標値 (R8)
三田市障害者総合相談窓口「きいてネット」の相談件数	11,623件	(R2)	13,000件
(障害者) グループホーム※の箇所数	10箇所	(R2)	12箇所
障害福祉サービス事業所から一般就労した人数	10人	(R元)	16人
市役所における障害者雇用率	2.70%	(R3)	2.8%
障害のある人への対応や理解	38.4%	(H28)	70.0%
意思疎通支援者の派遣回数	369件	(R元)	400件

■主要な条例・規則及び関連計画

条 例 ・ 規 則	三田市障害を理由とする差別をなくし全ての人が共に生きるまち条例、三田市障害児療育センター条例、三田市みんなの手話言語条例
関 連 計 画	三田市地域福祉計画、三田市障害者福祉基本計画、三田市障害福祉計画、三田市障害児福祉計画、共生社会推進プログラム

＜後期基本計画(素案)＞

4 取り組み

市民	事業者・団体等
◆障害のある人の人権を尊重するとともに、障害福祉サービスについて理解を深めます。	◆障害のある人と共に働くことを意識しながら、働く場の確保に努めます。
◆ボランティア、民生委員・児童委員、近隣住民等による見守り声かけ活動等の地域福祉活動を行います。	◆障害のある人の障害特性に合わせた合理的配慮を行います。
◆障害者福祉の行事だけにとどまらず、障害のある人が地域イベントや一般行事等に参加できる場をつくり、近隣住民との交流を深めます。	◆障害福祉事業所は障害のある人のニーズに合った適切なサービスを提供します。
◆日頃からの近所付き合いを通じ、障害のある人の実情について理解に努めます。	

市

- ①相互理解の推進と相談支援体制の充実
障害のある人もない人も、誰もが権利の主体として対等の立場で主体的に社会参画できるよう相互理解と交流を進めます。障害のある人が、困ったときにいつでも相談できるよう行政と障害者総合相談窓口や指定相談支援事業所等が連携してきめ細かな対応を行い、関係機関と共に重層的な相談支援体制を構築します。相談内容の複雑化・多様化に対応するため、市が支援者向けの研修会や相談支援専門員の連携強化等の取り組みを行い、相談支援体制や情報提供の充実を図ります。
- ②地域における包括的ケアの充実
障害のある人が自ら望む支援を選択できるよう福祉サービス事業所と連携し、地域全体で支える体制の充実を図ります。福祉学習や体験等を通じてボランティアや地域福祉を担う多様な人材の育成を図るとともに、地域での働き場所、活動の場や居場所の確保に取り組み、多様な社会資源を活用しながら障害のある人が地域で自立し安定した生活が送れるよう支援します。
- ③ライフステージに応じた切れ目のない支援
乳幼児期、学齢期、成年期の各ライフステージに応じて障害のある人が切れ目のない一貫した支援が受けられる体制整備に取り組みます。発達障害等の障害のある人に対して家庭・教育・福祉が連携しトライアングルプロジェクトを推進するなど、一人ひとりに必要な療育が適切に提供されるよう支援の充実に取り組みます。
- ④障害のある人がチャレンジし活躍できる社会づくり
障害者就業支援センターやハローワーク等と連携し、障害のある人それぞれに合った就労を目指し就労相談や就労継続、就労定着支援に取り組みます。雇用や就労体験の機会を充実し多様な働く場を確保します。農福連携を積極的に支援します。市役所をはじめ障害のある人がより働きやすい市内の就業環境づくりを推進します。
- ⑤誰もが自分らしく活躍できる共生社会の推進
障害の有無に関わらず、誰もがお互いを尊重し合い、理解しながら共に生きていく共生社会の実現を目指し、市役所が率先して合理的配慮の提供を促進します。スポーツやイベント等を通じて理解の促進や地域におけるふれあい、交流の機会の充実を図り、地域と障害のある人がつながる環境づくりに取り組みます。
- ⑥障害特性に応じた意思疎通手段の確保と情報利便性の向上
障害が原因で意思疎通や情報取得が困難な人に対して、それぞれの障害特性に応じた意思疎通のための手段や情報取得に必要な配慮を行います。障害のある人のデジタル格差の解消や、デジタル技術等の活用によりコミュニケーションが円滑にでき、欲しい情報に誰もが容易にアクセスできる環境づくりを推進します。

※包括的ケア

障害福祉、医療、就労、地域住民の助け合いなどが相互に連携し、障害者が住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう支援する体制を指します。

◆評価指標

	指標名	現状値（基準年）	目標値（R13）
	KGI 施策重要度・満足度（市民意識調査）	重要度 3.99pt 満足度 3.00pt	↑
	KGI「障害のある人への対応や理解が足りている」と答える障害のある人の割合	37.5%(R4)	70.0%
a	KPI 三田市障害者総合相談窓口「きいてネット」の相談件数	11,437 件（R6）	13,000 件
b	KPI（障害者）グループホームの利用者数	80 人/月（R6）	105 人/月
c	KPI 障害福祉サービス事業所から一般就労した人数	15 人（R6）	17 人
d	KPI 市役所における障害者雇用率	3.16%（R6）	3.20%
e	KPI 意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆者・失語症者向け意思疎通支援者）の派遣回数	496 件（R6）	550 件

◆主要な条例・規則及び関連計画

条 例 ・ 規 則	三田市障害を理由とする差別をなくし全ての人が共に生きるまち条例、三田市障害児療育センター条例、三田市みんなの手話言語条例
関 連 計 画	三田市地域福祉計画、三田市障害者福祉基本計画、三田市障害福祉計画、三田市障害児福祉計画

【資料 4 5 - 3】 指標一覧

最上位指標
市民の幸せ実感度の向上

【資料45-3】

	KGI（成果指標）	KPI（活動指標・取組指標）		現状値	目標値	指標の設定理由	所管課
13 障害のある人の安心	・施策重要度 ・施策満足度	-	新規	重要度 3.99pt 満足度 3.00pt	向上	全施策固定指標	-
	（主観的指標） 「障害のある人への対応や理解が 足りている」と答える障害のある 人の割合	-	新規	37.5%（R4）	70.0%	障害の有無に関わらず全ての人が暮らしやすい共生の まちづくりを推進するには、障害のある人への合理的 配慮や理解向上が不可欠であるため。	-
		三田市障害者総合相談窓口「きいてネッ ト」の相談件数	継続	11,437件（R6）	13,000件	きいてネットの利用及び認知をはかる指標となり、相 談件数が増えることは障害のある人が困りごとを相談 できている状態につながるため。	障害福祉課
		（障害者）グループホームの利用者数	新規	80人/月（R6）	105人/月	施設を退所し、グループホームを利用される方が増え ると、障害者がより自分の希望にあったライフスタイ ルが選択をされることになるため、この指標は妥当と 考える。	障害福祉課
		障害福祉サービス事業所から一般就労した 人数	継続	15人（R6）	17人	一般就労者数が増えることは、障害のある人の就労環 境や就労機会の提供が進んでいることになり、障害特 性に合わせた就労の実現につながるため。	障害福祉課
		市役所における障害者雇用率	継続	3.16%（R6）	3.20%	法定雇用率をベースに経年の市役所の障害者雇用率の 進捗を踏まえて指標を設定する。	人事戦略課
		意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記 者・失語症者向け意思疎通支援者）の派遣 回数	継続	496件（R6）	550件	派遣回数が制度の周知及び利用を図る指標として妥当 と考える。	障害福祉課